

8時間働けば暮らせる働くルール の 確立を ストップ9条改憲・働くルール破壊！ 働くもののいのちと健康を守る県センター総会参加を

後を絶たない過労死・過労自殺や長時間労働による交通事故、健康破壊や災害、広がる職場でのいじめやパワハラ、パート、派遣、契約、アルバイトなど非正規労働者が4割にも上り、ブラック企業がはびこり、労災・職業病が根絶されず、労働者の権利保障、働くもののいのちと健康が大変な事態となっています。

安倍政権は「働き方改革」として、残業代ゼロ、過労死ライン（月80時間）を容認する労基法改悪法案を狙い働くルールを破壊しようとし、憲法9条改悪もすすめようとしています。

これをストップし、8時間働けば人間らしく暮らしていけるルールをどうやって実現するのか。総会后、講演会を開きます。是非ご参加ください。

☆県センター総会12月16日（土）10時 -

☆県労健康講座 10時50分から

講師：中村 和雄 弁護士

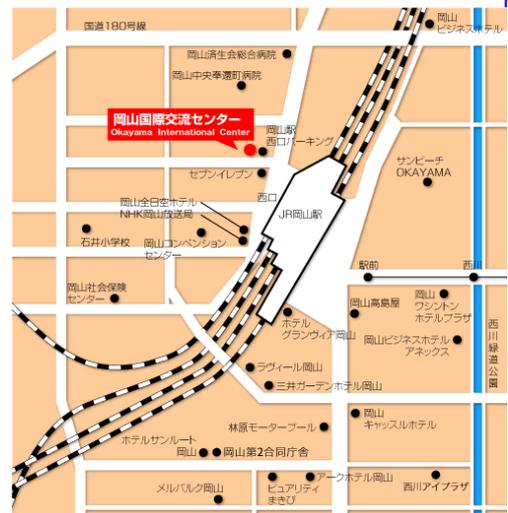
（日弁連労働法制委員会委員）

講演「いのちと健康を守る働くルール
づくりをどう実現するか」（仮題）

会場：岡山国際交流センター5階会議室

岡山市北区奉還町2-2-1（右の地図）

Tel.086-256-2905 駐車場はありません



過労死等防止対策推進シンポジウム講演と落語に80人

講演：今日の働き方と 過労死防止の課題

11月11日、アークホテル岡山で厚生労働省主催の「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開かれ、80人が参加して、講演や過労死をテーマとした落語を聞きました。

過労死等防止対策推進法が、過労死家族の会をはじめとする運動で3年前に成立（裏面に）



し、今年是全国47都道府県で開催されます。
過労死等防止法による全国の啓発月間として

このシンポは、過労死防止法大綱で定めた「啓発月間」の一環として開催されたもので、岡山県と岡山市が後援。協力団体として過労死等防止対策推進センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岡山県では、いのちと健康を守る県センター、岡山過労死家族の会、県労会議が協力団体となり支えました。

岡山市出身の伍賀一道氏 (金沢大名誉教授)が講演

岡山市大多羅出身の伍賀金沢大学名誉教授が「今日の働き方と過労死防止の課題」と題して講演。

「突然死」といわれ大きな社会問題化してから30年経過したが、この間の働き方は非正規労働者が増える一方、正規労働者の長時間労働は変わらず、過労死の労災申請は増加し続けていると指摘。脳心臓疾患では、自動車運転手や管理職で40歳以上の人の申請が多く、精神障害では医療・介護、製造業で20から50歳台の申請が多いと示しました。

長時間労働規制、インターバル時間確保 強ストレス労働解消等が過労死防止の課題

労働の量的側面の労働時間や労働強度が自動車運転手、飲食物調理従事者、教員で高く、質的側面の精神的ストレス(感情労働)、深夜・不規則労働が医療、介護、教員等に強くあると指摘しました。

そしてこの規制のためには、労働時間の上限規制、勤務と勤務の間の休息時間を11時間とするインターバル規制、業務量を抑制するために必要な人員の確保が重要になると指摘しました。

実効ある改革には法的規制が必要

そして、過剰なサービスを追求する競争、これを支持する消費者の発想の転換、過労死防止の観点から商慣行を改善する課題、過労死を生み出す働き方・働かせ方の根絶を社会全体の合意にすることが大切だと指摘。

明治時代の女工さんの1日15時間以上、徹夜でも働かされる過酷な労働を解消しようと、1日12時間制限を加える「工場法」が制定されてから100年が過ぎた。

しかし、未だこのような現状がある中、

「実効性ある改革」の実現は、労使自治にゆだねるのではなく、法的規制が不可欠だとしました。(写真下：伍賀氏の講演)



地元企業の労働時間短縮等の取り組み報告

続いて、地元企業の労働時間短縮等の取り組み報告が、倉敷市にある安藤嘉助商店からありました。不動産、住宅リフォーム等を行う会社では、顧客との情報や個々の従業員の情報が共有できずに、重複したり、無駄な作業も多々あった。これを社員全員がタブレットを持ち、全社で共有するようにして、定休日も顧客に明示し、時間単位の有休や残業の事前通知などを取り入れて改善をすすめてきたことが報告されました。

過労死をテーマにした落語 「ケンちゃんの夢」—桂福車さん



昨年が続いて「過労死をテーマにした落語」＝「ケンちゃんの夢」を桂福車さんが演じました。笑いの中に過労死の現実を鋭くえぐり、その根絶を呼びかける熱演でした。